

目 次

この統計書を利用する人のために	1
I 調査結果の概要	
1. 概況	14
2. 商店数	15
3. 従業者数	18
4. 年間商品販売額	20
5. 売場面積（小売業のみ）	22
6. 商品手持額	23
7. 経営組織別	24
8. 従業者規模別	26
9. 地区別	28
II 統計表	
第1表 産業細分類別商店数、従業者数、年間商品販売額、商品手持額、 その他の収入額、売場面積	29
第2表 産業小分類別・従業者規模別商店数、従業者数、年間商品販売額、 小売業売場面積	35
第3表 産業小分類別・従業者規模別1商店当たり、従業者1人当たり、 1㎡当たり年間商品販売額	47
第4表 従業上の地位別産業小分類別従業者数	59
第5表 従業上の地位別産業小分類別従業者数構成比	65
第6表 産業小分類別・業者別年間商品仕入額の仕入先割合、 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合（法人のみ）	71
第7表 商品分類別商店数・年間商品販売額	77
第8表 産業細分類別年間商品販売額の販売方法別割合 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合	83
第9表 町丁別集計結果表	95
III 全国・栃木県・近隣都市別商店数、従業者数、年間商品販売額	107

8 概要における留意点

- (1) 平成26年調査は、日本標準産業分類の第12回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成19年調査の数値とは接続しないため、平成19年調査とは比較できません。また、平成24年経済センサス-活動調査（卸売業、小売業）についても、調査項目の違いから比較することができません。
- (2) 平成26年調査から産業分類表が大きく変更になりました。（7ページ産業分類対応表参照）
- (3) 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付け）が下記のとおりされています。

ア 一般的な方法

- ① 取扱商品が単品の場合は、商品分類番号5桁のうち上位4桁の分類番号で細分類が決定されます。
- ② 取扱商品が複数の場合は、まず商品分類番号上位2桁の卸売品目（51～55）と小売品目（57～60）でいずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業が決定されます。
- ③ 産業分類の格付けについては、商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位2桁によって、産業中分類（2桁分類）を決定し、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位3桁、上位4桁と順に分類し、産業細分類（4桁分類）が決定されます。

イ 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付けを行っています。

① 卸売業

a 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

表1の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売し、各財の販売額がいずれも卸売販売総額の10%以上で、従業者が100人以上の事業所

b 「5019 その他の各種商品卸売業」

表1の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売し、各小分類の販売額がいずれも卸売販売総額の50%未満で、従業者が100人未満の事業所

なお、上記a、bについて、生産財、資本財及び消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の品目が「536 再生資源卸売業」のみ、または、消費財の品目が「559 他に分類されない卸売業」のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けが適用されます。

表1 財別と産業分類

財 別	小分類	産 業 分 類 名
生 産 財	511	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
	532	化学製品卸売業
	533	石油・鉱物卸売業
	534	鉄鋼製品卸売業
	535	非鉄金属卸売業
	536	再生資源卸売業
資 本 財	531	建築材料卸売業
	541	産業機械器具卸売業
	542	自動車卸売業
	543	電気機械器具卸売業
	549	その他の機械器具卸売業
消 費 財	512	衣服卸売業
	513	身の回り品卸売業
	521	農畜産物・水産物卸売業
	522	食料・飲料卸売業
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業
	552	医薬品・化粧品等卸売業
	553	紙・紙製品卸売業
	559	他に分類されない卸売業

② 小売業

a 「5611 百貨店、総合スーパー」

表2の衣（中分類57）、食（中分類58）、住（中分類59、60）にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所

b 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

表2の衣（中分類57）、食（中分類58）、住（中分類59、60）にわたる商品を小売する商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所

表2 「衣」、「食」、「住」と産業分類

衣・食・住別	中分類	産 業 分 類 名
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
住	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業

c 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、表3の小分類「582～589」までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれもが「飲食料品小売販売額」の50%に満たない事業所

表3 飲食料品小売業に関する産業分類

産業分類	小分類	産業分類名
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

- d 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」
 中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所
- e 「6031 ドラッグストア」
 小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、「60321 一般用医薬品」を小売している事業所
- f 「6091 ホームセンター」
 中分類「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、「60211 金物」「60221 荒物」「60421 苗・種子」のいずれかを小売している事業所
- g 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」
 商品分類番号「60921 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所
- h 「61 無店舗小売業」
 販売形態の店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所

9 用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として、「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれるものをいいます。

(2) 卸売業

主として次に掲げる事業所をいいます。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使われる商品を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として統括管理的事務のみを行っている事務所を除く）
- ⑤ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理工料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず、卸売業とします）

(3) 小売業

主として次に掲げる事業所をいいます。

- ① 個人又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局等があります。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類されます。

- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所（官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店等で、その売店等が当該事業所以外のものによって経営されている場合は別の独立した事業所として小売業に分類します。）

（４）従業者

平成26年7月1日現在で、主としてその事業所の業務に従事している個人事業主及び無給家族従業者、会社及び団体の有給役員、常時雇用者をいいます。（下記①～④）

- ① 個人事業主…個人経営の事業主で、その事業所の実際の業務に従事している者
- ② 無給家族従業者…個人事業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者
- ③ 有給役員…経営組織が個人経営以外の場合で、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない）で給与を受けている者
- ④ 常用雇用者…一定の期間を定めずに若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている者
 - （ア）正社員・正職員…常用雇用者のうち、一般的に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている者
 - （イ）パート・アルバイトなど…常用雇用者のうち、上記（ア）以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者

（５）就業者

- ① 臨時雇用者…常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者
- ② 別経営の事業所から派遣されている人…上記（４）の①から④までと（５）の①のほかに、他の会社など別経営の事業所から来て働いている者

（６）年間商品販売額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の「商品販売額」及び「その他の収入額」をいいます。

（７）商品手持額

平成26年3月末日現在に、販売の目的で保有しているすべての手持商品額をいいます。

（８）売場面積（小売業のみ）

商品を販売するために、その事業所が実際に使用する売場の延床面積をいいます。（ただ

し、牛乳小売業、自動車小売業、畳小売業、建具小売業、新聞小売業、ガソリンスタンド及び、店頭販売を行っていない訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売等を行う事業所は除く)

(9) セルフサービス方式 (小売業のみ)

セルフサービス方式とは、①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、②店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、③売り場の出口などに設置されている精算所 (レジ) において、客が一括して代金の支払を行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいいます。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいいます。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがあります。

10 その他

(1) 「 χ 」表示による秘匿について

結果表のうちで、事業所数が1又は2の場合は、その事業所の秘密を守るため事業所数及び従業者数以外の数字は「 χ 」で表示しました。また、この秘匿によっても算出される恐れのあるものについては、事業所数が3以上であっても秘匿した箇所があります。なお、秘匿された数値は、総数に含めてあります。

(2) その他、表中に用いた記号の用法について

ア 「-」……………該当数字なし又はゼロのもの

イ 「0. 0」……………0. 05未満のもの

ウ 「…」……………データのないもの

(3) 構成比及び増減率については、四捨五入による端数整理の関係から、その合計が100%とならない場合があります。

(4) 統計表中、秘匿「 χ 」との関連で計と内訳の数値が一致しない場合があります。

(5) 本書で引用した数値は次のとおりです。

全国に関する数値：平成26年商業統計確報 (経済産業省経済産業政策局)

栃木県に関する数値：栃木県の商業 (栃木県)

群馬県に関する数値：群馬の商業 (群馬県)